質問および回答一覧

該当項目	質　問　事　項	質　問　内　容	回　答
要項４(1)	県内産６０%の定義について	「電源構成に占める県内産の再エネ６０%以上」は、秋田県内発電所由来の電気そのものを６０%以上調達する必要があるか。それとも、ＪＥＰＸ等で調達した電気に秋田県産トラッキング付き再エネ非化石証書を６０%以上使用するものも対象となるのか。判断対象を当該メニューとするか事業者全体とするか、年間総量か３０分ごとか、必要な証明書何になるのか。	・「県内産の再エネ６０%以上」については、秋田県内発電所由来の電気によるものを基本とします。 ・判断の対象は事業者全体とせず、当該メニューを年間総量として一定程度、提供できるかがポイントとなると考えています。
要項４(1)	排出係数０の証明について	排出０要件は、温対法の公表済みメニュー別調整後排出係数により判定するのか。新設メニューの供給開始時の計画・証書確保契約と、年度終了後の実績確定の扱いをご教示願いたい。残り４０%に使用可能な証書種別・発電期間・産地指定条件、１００%再エネが必要か。	・排出係数については、提供メニューに係る調整後を考えています。 ・当該電力の供給が可能であることを前提に取次委託契約を締結したうえで、年度の販売予定量を提示することとしており、実績については、年度終了後に非化石証書（ＦＩＴ非化石証書、非フィット非化石証書（再エネ指定））で報告していただく予定です。 ・残り４０%についても県内・県外にかかわらず前記証書等で担保されることを想定しています。
要項４(1)・５(2)	初年度販売量と実証規模について	想定する供給開始時期、契約期間、初年度販売予定量、お持ちであれば高圧・低圧別の需要家数、３０分使用量データの提供は可能か。 高圧３件・年間系６０万kWh程度で開始し、確保済み県産電源・証書量に応じて拡大する提案は可能か。最低販売量の保証の有るのか。	・今回の取次事業に係る事業パートナーの選定に当たっては、1社に絞ることなく、要件に合致する複数社を選定することとしており、事業の進め方が未定ですので、個別具体の数字についてはお示しできないことをご理解下さい。 ・取次業務は令和９年４月から行うことを予定しています。 ・最低販売量の保証は実施しない予定です。
要項５(3)及び６	市場連動と固定費回収について	需要実績に基づく市場連動・原価調整方式、証書実績精算、会員費等を回収する別建て年額管理料を設定できるのか。管理料・証書代の事前改修が可能な場合、回収主体、請求方法、年度途中加入・解約時の清算条件を知りたい。	・年額管理料を設定することは考えていません。 ・その他の費用については、事業パートナーの方にご負担をお願いしたいと考えています。
要項４(2)～(4)	取次量と会費等について	取次手数料１．０円／ｋＷｈは対象メニューの販売量全量に適用する理解でよいか。年額管理料等への取次料の有無、取次料の算定対象、同等水準の固定額設定の条件、必要な会費口数・更新周期・活動協力の内容と費用負担はどうなるのか。	・取次手数料についてはお問合せのとおりです。 ・年額管理料については上記のとおり想定していません。 ・当フォーラムの賛助会員の会費は、年1口当たり10,000円となっておりますが、今回の事業での必要な会費口数の設定はありません。 ・当団体への活動協力については、活動を進めていく必要がある場合に協力をお願いするもので、現時点では具体的に想定はしておらず、また、必ずしも費用負担をお願いする趣旨ではありません。

該当項目	質　問　事　項	質　問　内　容	回　答
要項５(2)・５(3)・	需要変動と契約終了について	年間予定量から増減、電源停止、証書不足、途中解約・取次契約終了時に、確保済みの電源・証書・会員費等をどのように精算するのか。販売上限と追加受付の事前協議、代替電源・代替証書の承認手順と追加費用の負担をご教示願いたい。	・解約により、実際に違約金が発生した場合は、その額を負担します。それ以外の精算については、現時点では想定していません。
要項５(4)・６	供給実績の証明について	事業パートナー自身の供給実績として、対象メニュー、供給期間、販売量、県産電源・証書充当量を記録・公表し、必要に応じてフォーラムから実績確認書を受け取ることは可能か。需要家情報の取扱いと匿名化した事例公表は可能か。	・フォーラムが実績確認書を提出することは可能です。 ・需要家情報や匿名化した事例公表については、情報保護の観点から取次委託契約書に基づいて判断していきたいと考えています。
要項６(2)	電力料金の請求について	『事業パートナーは毎月、1 日からその末日までの間に一般送配電事業者から送付を受けた需要家の使用量に係る電気料金を計算して、料金実績ファイルを作成し、フォーラムに送付又は送信するものとします。』とあるが、検針日（１日以外の場合もあり）にあわせて請求を行っている場合であっても、全て１日からその末日までの計算となるのか。	・取次契約締結の際に、各パートナーの事情に合わせて対応します。
要項６(3)・（4)	未回収分を含む支払期日について	需要家未払い分については、回収状況にかかわらず同じ所定期日にフォーラムから支払われる理解でよいか。締日、料金実績ファイルの仕様・送付日・送金日、支払遅延・請求訂正時の処理、前受金や保証等の設定はできるか。	・未払い分についてはお問合せのとおりです。 ・その他細部にわたる事項については、取次委託契約書の締結の際に各事業パートナーと詰めたいと考えております。
要項６(4)	電力料金の支払について	『フォーラムは、需要家から受領した電気料金等債権に係る金銭と、前項に基づきフォーラムが責任を負う金額を合算し、取次委託料相当額を控除した金額を、所定の期日までに事業パートナーの銀行口座へ振り込む方法により引き渡すものとし、振込費用はフォーラムの負担とします。』とあるが、所定の期日について、ご想定（いつ締めでいつ払いか）はあるのか。	・所定の期日については、対象月の翌月の２６日（ただし、同日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日）までに支払うことを取次委託契約書に盛り込みたいと考えています。